

# 令和7年度ふくしま介護テクノロジー導入モデル事業モデル事業所募集要項

## 1 目的

少子高齢化の進行に伴う要介護者の増加と労働人口の減少により、介護職員の確保が難しい状況が続き、介護職員の担う業務負担が増大しており、介護現場での人材不足に拍車がかかっていることから、本事業を通して、介護現場における介護ロボットやICTを効果的に活用するための支援を行い、介護サービス事業所における生産性の向上を目指すことを目的とする。

## 2 事業内容

モデル事業所は、県が業務委託するコンサルタントの協力の下、以下の取組を実施する。

なお、本事業におけるコンサルタントの費用は県が負担する。また、業務改善の中で新たに介護ロボットやICT機器を導入することとなった場合の費用はモデル事業所の自己負担とする。

### (1) 介護ロボットやICTを有効活用するうえでの課題・原因の分析

コンサルタントと協議を行い、課題分析を実施する。

### (2) 業務改善策の検討

課題に対する業務改善計画を策定する。

### (3) 業務改善策の遂行

業務改善計画に基づき、業務改善策を遂行する。

### (4) 効果検証

業務改善策の効果について検証を行い、コンサルタントの報告書等作成に協力する。

### (5) 成果報告会への参加

コンサルタントが開催する、県への業務改善計画の成果報告会に参加する。

### (6) 他施設からの問い合わせ対応【随時】

県内の介護サービス事業者等から、業務改善の取組内容について質問があった場合は自社事業に支障のない、可能な範囲で対応すること。

## 3 事業実施期間

本事業の実施期間は、モデル事業所選定の日から令和8年3月末までとする。

## 4 募集事業所及び募集数

### (1) 事業種別

福島県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所

### (2) 施設の状況

ア これから初めて又は追加で介護ロボットを導入したいと考えている事業所

イ 現在導入している介護ロボットをより有効的に活用したい事業所  
合計5事業所

## 5 応募資格

4の事業所を運営し、かつ2の「事業内容」を実施できること。  
過去に県の同様の事業を受けたことによる応募の制限は設けない。

## 6 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。

なお、申請に必要な経費は申請者の負担とし、申請書類は返却しない。

### (1) モデル事業所指定申請書

ア モデル事業所指定申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

### (2) 事業者概要

ア 法人定款

イ 直近2か年の法人決算書の写し

ウ 建物平面図

エ その他（組織図、パンフレット等）

### (3) 提出期限

令和7年5月22日（木）17時00分 必着

### (4) 提出方法

持参又は郵送

### (5) 提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県高齢福祉課 小林

電話 024-521-7533

## 7 選考方法

### (1) モデル事業所の選定

モデル事業所の決定に当たっては、6（1）イにおいて提出された事業計画書を複数の審査委員が書面審査し、モデル事業所を選定する。

## (2) 審査基準及び配点

審査項目及び配点		評価の視点
業務理解 (20点)	業務理解 (20点)	本事業の内容・趣旨（コンサルタント協力のもと行う事業内容）が理解できているか。
	組織体制 (30点)	法人幹部や現場職員等幅広い役職を持つ職員で業務改善を実施する体制となっているか。
現状と今後 (50点)	現状理解 (20点)	組織の介護ロボット・ICTの現状や課題を認識しているか。
	今後の見通し (30点)	本事業を実施して目指す姿があるか。

## (3) モデル事業所

- ア 審査委員ごとに計画書の評価・採点を行い、各審査委員の採点結果を集計する。
- イ 各審査項目に0点がなく、総得点が高い計5者をモデル事業所とする。

## 8 スケジュール

日程	内容
令和7年5月22日（木）	申請書等提出期限
令和7年5月下旬	選定審査（書面審査）
	モデル事業所の選定通知

## 9 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けない。

また、モデル事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消す。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

## 10 その他

- (1) 申請は、同一法人であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所による申請が可能なものとする。
- (2) 業務改善の中で新たに介護ロボットやICT機器を導入することとなった場合の費用等、当事業により発生する費用はモデル事業所の自己負担とする。  
上記は、県の補助事業を活用して介護ロボットやICT機器を導入することを妨げるものではない。
- (3) 申請書は、本事業のモデル事業所の選定以外の目的に使用しない。ただし、福島県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 提出期限を過ぎて提出された申請書は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めないが、県の指示による場合はこの限りでない。
- (5) モデル事業所選考にあたって、必要に応じて申請事業所に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 県は好事例の横展開を目的として、モデル事業所の名前や取組について、県ホームページ等で公開する。

## 11 問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県高齢福祉課 小林

電話 024-521-7533 FAX 024-521-7748

E-mail : kourei-kaigorobot@pref.fukushima.lg.jp